

繼 続 審 査

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

平成 2 5 年 6 月 定 例 会 審 査 資 料

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	5
福祉生活病院常任委員会.....	1 5

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 23年ー 19 (23.11.25)	危機管理	島根原発1号機・2号機の定期点検後の再稼動見合わせと3号機の建設凍結を求める意見書の提出について	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	
総 25年ー 5 (25.2.5)	議 会	政務活動費に関する条例について	市民オンブズ鳥取	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 24年ー 3 (24. 2. 16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出 について	全日本国立医療労働組合鳥取医療センター 支部	
福 24年ー 4 (24. 2. 16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出 について	全日本国立医療労働組合米子支部	
福 24年ー 19 (24. 9. 13)	福祉保健	誘致等により看護師等養成所を設置することについて	鳥取市看護師等養成機関の新たな設置検討会	
福 24年ー 27 (24. 11. 26)	生活環境	湖山池高塩分化事業の中止と見直しについて	鳥取市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
23 年－ 19 (23.11.25)	危機管理	島根原発 1 号機・2 号機の定期点検後の再稼動見合わせと 3 号機の建設凍結を求める意見書の提出について ▶陳情理由 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせるとおよそ二万人という未曾有の大災害となった。震災の犠牲となった方々に深く哀悼の意を捧げるとともに、被災地に暮らす方々に一日も早く平穏な日常がかえってくることを願っている。 放射能の危険性、核の脅威を訴え続けてきた私たちにとっては痛恨の極みであるが、この震災の中で、東京電力福島第一原発の事故が起こった。津波により原子炉の冷却機能が失われ、炉心溶融・水素爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壌などに放出された。政府からは、健康への影響が大きい放射性セシウム 137 の放出量は広島原爆の 168 倍に及ぶという報告があった。周辺地域の方々は避難を余儀なくされ帰宅の目途も全く立たないままであり、国内の広範囲で被曝による人体への悪影響が懸念されているとともに、食品や飲料水の安全性も未だ確保されていない状況にある。 原発事故を防ぎきれなかった理由として、「千年に一度の大震災であり、その規模を想定することが出来なかった」ということが言われているが、果たしてそうであろうか。2007 年 7 月に新潟県を中心に甚大な被害を出した中越沖地震の中で起きた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の事故においては、火災により黒煙を上げる 3 号機の映像が原発震災の象徴としてテレビ中継され、日本を震撼させた。この時に活断層地震の過小評価、耐震基準の甘さ、原発火災に対する対応の不備があったことがはっきりと露呈され、地震大国日本における原発建設時の想定そのものに問題があることは明らかであった。また、柏崎刈羽原発事故の直後に日本共産党福島県委員会などが東京電力に対	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	しておこなった申し入れの中では巨大津波による機器冷却系喪失の危険性についても指摘があり、福島第一原発での事故は、防ぐことができた人災であるということが明白になっている。 福島で起きたことと同様の事態は、鳥取の地でも明日起こるかもしれないものである。島根県松江市鹿島町にある中国電力島根原子力発電所で事故が発生すれば、その東側に位置する鳥取県に甚大な被害が及ぶことは明らかである。 島根原発の耐震安全性については、かねてから原発の2キロメートル南を東西に走る宍道断層の存在が問題となってきた。中国電力は1981年の2号機増設当初は「活断層はない」としていた。しかしながら、3号機増設に伴う1998年の調査で「8キロ」の活断層の存在を認め、2004年には「10キロ」に修正。さらに、2006年に広島工業大学の研究チームが新たな活断層を指摘したことを受けて、2008年3月、国に提出した新耐震指針に基づく耐震性再評価の中間報告では「22キロ」と3度目の見直しをした。この見直しにより、従来、「マグニチュード6.5以上の地震は起こらない」としていた地震の規模の想定値はマグニチュード7.1（放出エネルギーで30倍超）となり、揺れの大きさを表す基準地振動の値も、従来の最大2倍に引き上げられている。大惨事が起きてから「必要性」を認識しても手遅れである。事実、新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原発で想定の2.5倍に地震動が観測されたし、福島第一原発ではマグニチュード7.9の地震と5.7mの津波が想定されていたのに対し、実際にはマグニチュード9.0の地震が発生し、15mにもおよぶ大津波が襲来した。 このような中で、2010年、島根原子力発電所1、2号機の点検漏れが報告された。第一の問題は、123カ所の点検漏れについての報告は、1月16日の問題発覚後、約二ヶ月半も後のことであったことである。加えて、そのわずか一ヶ月後には、最初の報告の三倍超の383カ所の不備が新たに見つかり、点検漏れは合計506カ所にも上っている。これを受けて、経済産業省の立ち入り検査が実施されたが、中国電力の安全確保・保守管理のずさんさに対する地域住民の不安と憤りはピークに達している。	
--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

	そもそも日本は、3つのプレートが陸の上で直接ぶつかり合う地球上で唯一の場所であり、このような場所で、現在の観測データのみから活断層や地震の発生の有無を問うこと自体が無意味である。マグニチュード7クラスの地震が起きれば、断層運動により原発を支えている岩盤そのものが破壊される可能性がある。原子炉そのものが破損・崩壊するような地震のもとでは自動停止装置などの耐震装置はまったく無力であり、建造物の耐震基準そのものが意味をもたない。また、福島第一原発のように、原子炉自体が直接破壊されなくても、冷却装置の喪失などが起これば深刻な事態がすすむことも、私たちは痛感した。 そして、核反応は莫大なエネルギーを得られる反面、その反応の激しさも異次元である。核反応がひとたび暴走すれば、人間の技術をもって制御することは不可能である。そして、その恐ろしい破壊力を世界で初めて証明したのは、65年前に投下された二発の原子爆弾であった。我々はそのあまりにも大きな代償を決して忘れてはいけない。 福島第一原発事故は、原発立地であればどこでも第2のチェルノブイリになるのだという脅威を私たちに知らしめるには充分なものであった。今、島根原発も含めた日本各地の原子力発電所が同じような事態にさらされていることは容易に想像できる。世界一の地震国日本において、電力の安定供給の切り札として原子力発電を押し進める「エネルギー基本計画」には抜本的な見直しが必要であることは明白である。 原発事故はひとたび起きてしまえば、拡散する放射性物質により、広範囲に想像を絶する大惨事を招くことになる。単純な確率論的なリスク評価はまったく意味を持たない。私たちは、島根原発の地震に対する安全性をもう一度問い直し、調査・分析する必要があると考える。中国電力においては、近隣住民はもとより、放射能の危険がおよぶ全ての人々に対して、その安全対策のみならず、危険性を包み隠さず説明し、早急に耐震補強等の対応策を講ずることがなにより急務であると考え。特に事故発生時に避難・屋内退去などの対象となる可能性が高い半径30km圏内に存在する自治体の了解が得られるまでは、島根原発1号機・2号機の運転と3号機の建設を凍結すること	
--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		を求める。 また、二度と福島第一原発事故と同様の事態が起こらぬようにするためには、日本が世界一の地震国であるという避けがたい事実を十分ふまえて、原子力発電を基幹とする国のエネルギー政策そのものの転換が必要であると考え。 ▶陳情事項 鳥取県を含めた地域住民の安全確保のために、詳細な検査に基づいて周辺住民に対する結果報告・安全対策に関する説明を行い、鳥取県西部の米子市・境港市も含めた周辺自治体の了解を得られるまで、島根原発1号機・2号機の定期点検後の再稼動を見合わせるるとともに3号機の建設を凍結するよう中国電力へ指導することを求める旨の意見書を経済産業省に提出すること。		
25 年－ 5 (25. 2. 5)	議 会	政務活動費に関する条例について ▶陳情の理由 1 地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項の改正 (1) 私達は、これまで、議員に交付される政務調査費が、議員の第二の給与のような使われ方がされていないと言い切れないことから、支出の透明化を求めるとともに、使途をチェックし、政務調査費の使途の健全化を求めてきた。 全国各地でも、政務調査費の使途を問題とする住民訴訟が提起され、その件数は 70 件を超えている。そのうち 51 件の判決で支出の一部が違法と認定されている。 鳥取県においても、その実態は、市民オンブズ鳥取が 2006 年 5 月 15 日、2008 年 10 月 2 日、2009 年 10 月 15 日、2011 年 4 月 26 日に行なった監査請求等で明らかにしているところであり、2011 年 4 月 26 日に行なった監査請求の結果、政務調査費 370,372 円が返還され、県外政務調査活動の交通費について実費を原則とする取扱いとするよう同年 9 月 26 日に政務調査費議員必携（ガイドライン）が改正された。 (2) 一方、2012 年 8 月に改正された地方自治法第 100 条第 14	市民オンブズ鳥取	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		項は「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的について「その他の活動」の6文字を付加した。 そして、全国都道府県議会議長会は、上記の地方自治法第100条の一部改正に伴い、2012年11月9日に、「〇〇（都道府）県政務活動費の交付に関する条例（例）（平成24年11月2日役員会決定）」（以下「条例（案）」という。）を各都道府県議会に示した。 （3）条例（案）は政務活動費の無限定な支出を誘発するおそれがあるといわざるを得ない。そこで、貴議会では条例改正にあたって、支出が無限定とならないために、支出に限定を設けて、許容されるものと許容されないものを明示することおよび、支出の透明性を実現する条項を定める内容の条例改正を求める。 （4）市民オンブズ鳥取は、貴議会に対し、2012年9月20日付で「市民オンブズ鳥取は各地のオンブズと共に改正法国会成立に強く抗議したところであるが、貴鳥取県知事、鳥取県議会におかれては、今後、この改正法を安易に受け入れて、『その他の活動に資するため』を鳥取県条例に入れ込んだりすることがないようにされたい。」と申入れをし、更に同年12月6日に、追加して申入れを行った。 内容は2012年12月6日付申入れと重複するが、委員会に付託されたく、本陳情を行う。 2 陳情の趣旨1項について （1）法改正に伴い、条例がどのように制定・改正されるのかについて、我々はもとより、県民や各マスコミも、その動向を注視している。本改正に安易に便乗し、政務調査費の使途を調査活動外に拡大するような改正は、もとより戒めなければならない。 （2）そもそも、政務調査費の名称が政務活動費に変更されたが、これは議員の調査権限を規定されるものである以上、議員・会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すものではない。 また、同様に、改正法が「その他の活動」を加えた趣旨も、調査活動に関連しない行為への支出を許すというものでもな	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		い。議員が行う活動が会派・議員の調査活動に属することを前提として、それ以外の活動に資するものにも費用を支出する余地を認めるという趣旨であり、これまで裁判所が許さなかったものに対してまで支出を許すような改正ではないというものである。 (3) かかる観点からみると、今回、条例(案)の第2条ならびに別表1・2では、多くの自治体が政務調査費の支出を許容してきた「調査研究、研修、各種会議への参加、広報」以外に、調査活動からはみ出るおそれがある「広聴、要請陳情、住民相談」が加えられている点は問題である。これらはこれまでの政務調査費条例では明示されておらず、使途が認められてこなかったものであり、地方自治法第100条の趣旨を勘案すれば基本的には議員・会派の調査研究の範疇に入るものではない。 (4) したがって、条例(案)がこれを定めていることは法の拡大解釈と言わざるを得ないが、少なくとも無限定に使途を認めるものではなく、議員・会派の調査活動に密接に関連するもののみ、費用を支出する余地が認められるべきであり、これが条文上明白に理解できるよう、支出目的に限定を設けることが必要である。 (5) よって、地方自治法第100条第14項から第16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあつては、陳情の趣旨1項の通り、「議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定し、調査活動に関連しない行為への支出を許さない厳格な使途基準を定められること」を陳情する。 3 陳情の趣旨2項について (1) 改正法において重視すべきは、第100条第16項である。同項は、支出の透明性を述べている。 改正法があえて第100条第16項に透明性を求める条項を入れたのは、改正によって調査活動とは無縁の支出を助長することを警戒し、これを住民の目で監視することで、違法・不当な支出を防止するとともに、会派・議員の説明責任を尽くさせようとした点にある。 すなわち、領収書の開示程度に止まる多くの議会の運営が	
--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		不十分であることを前提として、会派や議員において作成しているはずの出納簿等や視察報告書などの記録を透明化することを命じていることは明らかである。 (2) したがって、全国的にこれまでに条例化されてこなかった会計帳簿(〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する規程(例)第6条で調整すると記載があるもの)や、会派・議員の活動実態をより透明化する活動報告書・視察報告書の作成を条例で会派、議員に義務付け、議長に提出することを明記することが法の趣旨に適する。 この点、鳥取県においては、市民オンブズ鳥取が、毎年、住民監査請求を行った上で申入れを行う等してきたことにより、政務調査費議員必携(ガイドライン)は、収支報告書、出納簿、領収書、政務調査活動報告書、自動車使用記録簿の提出をするよう定めており、鳥取県は、全国と比すれば一歩進んでいるようにも見える。 しかしながら、2011年9月26日に改正された政務調査費議員必携(ガイドライン)においても「鳥取県議会議員の中には、独自に按分率を決めているにもかかわらず、その按分率の根拠については、明示・説明がない議員がおり、これでは説明責任を果たしていない」等の問題があり、市民オンブズ鳥取は、改正された政務調査費議員必携(ガイドライン)の問題点について、2011年12月2日に、貴議会に対し、「意見書」を提出している。 また、2012年7月4日に、市民オンブズ鳥取が政務調査費の出納簿、報告書、政務調査費補助員に関する資料等の公文書公開請求をしたところ、貴議会は、「政務調査費補助員の住所、給与の額等」、「支出、購入先事業者名」を非開示とし、市民オンブズ鳥取は、これに対し、2012年9月11日に異議申立てを行なった。 2012年11月30日、この異議申立ての諮問に対し、鳥取県議会情報公開審査会は、「支出、購入先事業者名」について、「公費である政務調査費の支出、購入には、『政治活動に支障を及ぼすおそれ』が介入する余地は少なく、あっても極めて限定的に適用されるべきである。」とし、支出、購入の	
--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		相手方が個人の場合で、情報公開条例第8条第2号の個人情報に該当するものを除き開示すべきと答申し、2012年12月11日に、貴議会は、同答申に沿うように原処分を変更する決定を行っている。 また、「政務調査費補助員の住所、給与の額等」については、個人情報であることを理由に「非開示は妥当」としたものの、「本件の政務調査費補助員への支出に係る書類は、鳥取県政務調査費交付条例第6条第2項の規定により議会事務局長に提出しているものであるが、実際に提出された書類の中には1か月の給料額の支払一覧だけの添付にとどまるなど勤務実態の具体性に乏しいものもあり、勤務実態を裏付けるものには至っていない。」と答申した。 更に、鳥取県議会情報公開審査会は、同答申において、「現在は政務調査費補助員に係る証拠書類は、勤務実態を裏付けるものとしては不十分であり、また、政務調査費の原資が税金であることから、雇用実態が正確に反映される観点で、議員が報告すべき証拠書類を統一した様式にするなど改善・工夫すべきである。」と附帯意見を述べている。 また、2012年11月28日、県監査委員（岡本康宏代表監査委員）は貴議会議長に対し、政務調査費の使途の明確のため、政務調査費議員必携（ガイドライン）を見直すよう申入れを行っている。 これは、定期監査での指摘事項ではなかったが、補助員の人件費では、親族と思われる者を雇用したり、県議の関係企業から職員派遣や出向が行われたりしているとし、「県民の理解が得られにくい」とした。また、補助員の勤務実態が不明確だとし、賃金台帳や勤務簿などの提出も義務付けるよう検討を求めた。事務所の維持修繕費についても賃貸事務所の修繕費に使った例があったとし、維持修繕費を政務調査費に充当する場合の基準を検討する必要があるとした。 これらの透明化を義務付けることは、鳥取県議会にとって、とりわけ重要な課題といえる。 (3) なお、議会に提出される都道府県議会の政務調査費の領収書の写しは数万枚にも及び、県民が複写を取るだけでも莫	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

		大な費用がかかり、透明性に欠けているのが現状である。 市民オンブズ鳥取においても、毎年、政務調査費の使途の分析のために、政務調査費に関する公文書公開請求をしてきたが、毎年、数千円から数万円の開示費用を支払って入手してきた。 逆に愛知県議会では、議会事務局で2万枚を超える全領収書をPDF化し、CD-R 3枚 210円にて開示請求に対応している。函館市議会では、全領収書だけでなく、収支報告書・会計帳簿・支出伝票・領収書・出張報告書などすべて、市議会公式webに掲載し、透明化を図っている。 貴議会に対して、上記の県、市のようにするなど、その改善を求める。 (4) よって、地方自治法第100条第14項から第16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあつては、陳情の趣旨2項の通り、「透明性を確保する方策を条例に明記すること。」を陳情する。 4 陳情の趣旨3項について (1) 今回の地方自治法の改正目的は、「議員活動の活性化を図るためにこれを行なうものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判をまねくことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行なうこと」と法改正の趣旨が述べられている。 (2) これを実現するためには、現行の野放図な運用の実態にかんがみ、当事者である議会でのみ検討することでは実現されない。 よって、地方自治法第100条第14項から第16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあつては、議会でのみ検討するのではなく、陳情の趣旨3項の通り、「議会選出委員・学識経験者・公募による住民の代表による政務活動費検討委員会をつくり、公開の場で『喧々諤々、議論をして』(衆議院総務委員会における、提案者の趣旨説明)透明性のある運用とそれが可能となる規定を網羅した条例案を完成させること、広く県民の理解を求めるため、パブリックコメントを行うこと」を陳情する。	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

		▶陳情の趣旨 地方自治法第100条第14項から第16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正にあたって、 1 議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定し、調査活動に関連しない行為への支出を許さない厳格な使途基準を定めること 2 透明性を確保する方策を条例に明記すること 3 議会選出委員・学識経験者・公募による住民の代表による政務活動費検討委員会をつくり、公開の場で「侃々諤々、議論をして」（衆議院総務委員会における、提案者の趣旨説明）透明性のある運用とそれが可能となる規定を網羅した条例案を完成させること 広く県民の理解を求めるため、パブリックコメントを行うこと を求める。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 3 (24. 2.16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について ▶陳情要旨 未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、医療労働者は自らも被災しながら不眠不休で医療を守り、また、全国の国立病院からは地震発生当日からDMAT（災害派遣医療チーム）や医療班など 1200 人を超える職員が派遣され、被災地の病院や避難所で医療活動を行なってきた。 この間、政府は「小さな政府」や「公務員削減」をかけた、国立病院についても再編合理化の検討が進められているが、東日本大震災では、あらためて、国民のいのちと暮らしを守る公務公共部門の重要性が見直されている。 国立病院（国立高度専門医療研究センター8病院、国立病院機構 144 病院、ハンセン病療養所）は、国内最大の全国ネットワークを有しており、がん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしている。 被災地における地域医療の再建とともに、大規模災害から国民のいのちを守るため、東日本大震災における教訓をいかし、災害拠点病院などの新たな機能付けを含めて、全国ネットワークをもつ国立病院の機能強化を図ることが求められている。 医師・看護師不足や医療崩壊は、震災以前から深刻な社会問題となっている。また、東日本大震災では、ライフラインの維持・管理や給食など、病院運営を支える医療職以外の職員の重要性も浮き彫りになった。公務員削減一辺倒の施策や総人件費・運営費交付金の削減ありきの施策を見直し、医師・看護師はじめ病院運営を支える人員を確保することが必要である。 いつでも・どこでも・だれでも安心して医療を受けられる体制の確立は、国民の切実な要求である。	全日本国立医療労働組合 鳥取医療センター支部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情項目 地域医療の充実と国立病院の存続・拡充を実現するために、次の事項を求める。 1、国立病院機構鳥取医療センターを縮小・廃止することなく、充実強化を図るよう、国立病院機構・厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。 2、国立病院を運営費交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保するよう、地元自治体として、厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。 3、国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保するよう、地元自治体として、厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。		
24 年－ 4 (24. 2.16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について ▶陳情要旨 未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、医療労働者は自らも被災しながら不眠不休で医療を守り、また、全国の国立病院からは地震発生当日からDMAT（災害派遣医療チーム）や医療班など、1200 人を超える職員が派遣され、被災地の病院や避難所で医療活動を行なってきた。 この間、政府は「小さな政府」や「公務員削減」をかけた、国立病院についても再編合理化の検討が進められているが、東日本大震災では、あらためて、国民のいのちと暮らしを守る公務公共部門の重要性が見直されている。 国立病院（国立高度専門医療研究センター 8 病院、国立病院機構 144 病院、ハンセン病療養所）は、国内最大の全国ネットワークを有しており、がん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしている。 被災地における地域医療の再建とともに、大規模災害から国民のいのちを守るため、東日本大震災における教訓をいかし、災害拠点病院などの新たな機能付けを含めて、全国ネットワー	全日本国立医療労働組合米子支部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		クをもつ国立病院の機能強化を図ることが求められている。 医師・看護師不足や医療崩壊は、震災以前から深刻な社会問題となっている。また、東日本大震災では、ライフラインの維持・管理や給食など、病院運営を支える医療職以外の職員の重要性も浮き彫りになった。公務員削減一辺倒の施策や総人件費・運営費交付金の削減ありきの施策を見直し、医師・看護師はじめ病院運営を支える人員を確保することが必要である。 いつでも・どこでも・だれでも安心して医療を受けられる体制の確立は、国民の切実な要求である。 ▶陳情項目 地域医療の充実と国立病院の存続・拡充を実現するために、次の事項を求める。 1、国立病院機構米子医療センターを縮小・廃止することなく、充実強化を図るよう、国立病院機構・厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。 2、国立病院を運営費交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保するよう、地元自治体として、厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。 3、国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保するよう、地元自治体として、厚労省・財務省・総務省等関係機関に要請すること。		
24 年－ 19 (24. 9. 13)	福祉保健	誘致等により看護師等養成所を設置することについて ▶陳情理由 鳥取県東部の病院では看護師が大幅に不足し、ときに病棟閉鎖や集約を余儀なくされ、病院の運営が困難となっている。 これまで県を中心として看護師養成・確保のための様々な施策を実施されてきたが、いまだ状況は改善されていない。 県東部の看護師養成所の定員は、県西部や松江地区、出雲地区、さらには他地域と比較しても圧倒的に少ないのが現状である。 一方で公立の看護師養成学校を新規に設立するには、多額の	鳥取市看護師等養成機関の新たな設置検討会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	経費がかかり、その運営維持は困難を極める。さらに諸般の社会経済事情からも、その設立は容易ではない。しかしながら、今看護師不足は喫緊の課題であり、早急に対策を講じないと、近い将来地域医療の崩壊につながる可能性がある。 また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、地域の高齢者を支える上で、また病院機能維持・向上を図る上でなくてはならない職種であるが、絶対数が不足しているため、必要人数が確保できない現状である。要因は、現在県東部にその養成学校がなく、県西部や島根県さらに岡山県・関西圏の専門学校に依存せざるをえない状況で、これら専門職員確保に、各病院は東奔西走しているところである。 このような状況に鑑み、鳥取県東部病院協会から鳥取市議会に対して、看護・医療系専門学校誘致についての陳情を行うとともに、この陳情・採択を受け鳥取市が設置した「看護師等養成機関の新たな設置検討会」において、学校誘致等による新たな看護師等養成機関の設置方策について議論を重ねてきた。 そして、この検討会において3回にわたる議論を経て、別添のとおり「看護師等養成機関の新たな設置についての提言書」を取りまとめた。 看護師等養成機関の設置は、地域で地域医療を担う人材を地域で育成し、地域の看護師不足を解消するだけでなく、若者定住、地域活力の創造からも喫緊の課題であり、必ず実現しなければならないと考えている。 鳥取県議会におかれても、鳥取県東部地域におけるこのような実情を御賢察いただき、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などを養成する看護師等養成所の誘致等による鳥取市への設置を強力に支援していただくようお願いする。 なお、東部病院協会の院長は、看護師等養成機関設置の実現に向け不可欠な実習施設や実習指導者の確保について、協力することに同意している。 ▶陳情趣旨 看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などを養成する看護師等養成所の誘致等による鳥取市への設置を支援していただきたい。	
--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

24 年－ 27 (24. 11.26)	生活環境	湖山池高塩分化事業の中止と見直しについて ▶理由 2012 年 3 月 12 日に湖山川の水門が開放され、鳥取市の湖山池はこの湖が少なくとも江戸時代中期以降一度も経験したことのない高濃度の塩分にさらされ（湖山池の本来の塩分は海水の 1/20 以下。事業計画では東郷湖なみの 1/10 ～ 1/4 にするというものだが、現在は 1/4 をさらに超えて 1/3 にも達している）、生物相は激変している。水門を開放するのだから湖山池が本来の塩分に戻る、つまり「汽水域の復元・再生」になると多くの市民が誤解している（鳥取県と鳥取市が共同で作成したパンフレットにそのような記述をされていることがこの誤解を助長している）が、1983 年の千代川の河口の改修により、湖山川はそれ以前の千代川の下流部から海（賀露港）に直結させられたため、水門を開放すると、湖山池は未経験の高濃度の塩分にさらされることになる。 このため、「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」によって鳥取県特定希少野生動植物に指定されているカラスガイはわれわれ専門家の意見をまったく無視して県が強行した移植と水門解放によって湖内に生息していた集団は絶滅した（「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」違反）。現在は周辺の流入河川にごく少数の個体が生残しているのが確認されているようだが、絶滅のおそれがきわめて高い状態である。湖山池からカラスガイが絶滅するということは、鳥取県から動物が 1 種絶滅するということを意味し、これが現実になれば、鳥取県は地方自治体がおこなった事業で地元の貴重な野生生物を絶滅させた全国初の自治体となる。 また湖山池には、多種の淡水貝類、淡水魚、鳥類、植物、トンボなどの水生昆虫などからなる豊かな生態系が成立していたが、これらも壊滅的な打撃を受けており、鳥取県の生物多様性は大きく損なわれている（生物多様性基本法違反）。この事業では環境アセスメントも動植物相の事前の調査もおこなわれておらず（環境影響評価法違反、鳥取県環境影響評価条例違反）、また水門開放以前にわれわれが当地の高い生物多様性について	個人 (鳥取市)	
--------------------------	------	---	-------------	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		情報提供し、鳥取県の生物多様性保全にとってきわめて問題の多い事業であることを指摘していたにもかかわらず、県はこれを見做して事業を強行した。この事業はその内容でも進め方でも鳥取県の環境行政に重大な問題を抱えており、この問題をこのまま放置しては鳥取県の環境行政・環境教育はまったく立ちゆかなくなる。 以上のような理由により、湖山池高塩分化事業を至急に見直し、塩分を湖山池本来の濃度（海水の 1/20 以下）に戻すようお願いするものである。また、水質管理については、ヒシ刈り取り船の導入などによってヒシ刈り取りのコストを軽減し、刈り取ったヒシを水系外に持ち出すことで過剰有機物を除去するなど、塩分導入以外の方策の検討をお願いする。 なお、本事業の問題点は多岐にわたるが、その主要なものの詳細は以下のとおりである。 1) 湖山池の淡水性の絶滅危惧種（レッドデータブック掲載種、鳥取県ではここにしかない2種を含む）を絶滅させる 鳥取県のレッドデータブック（改訂版 2012）に掲載されている種で湖山池に生息する水生の動物は 16 種あるが（鳥類や陸上昆虫を含めるともっと多い）、これらの多くは本事業が目指していた東郷湖なみの塩分（海水の 1/10 ～ 1/4）では生息できない。湖山池の流入河川は少なく、あっても、短く水量が少ないのが特徴で、湖山池がこの塩分になると、これらの淡水性生物には逃げ場がなく、絶滅させる危険がきわめて高い。鳥取県は、この事業開始にあたって、アセスメントを実施しておらず、地元の動植物の専門家の誰にも何の相談もしていなかったため、これらのリストをもっていなかった。少なくとも 2012 年の 2 月までにはこのリストは県の担当者（生活環境部 水・大気環境課）には提供していたが、県はこれらについて何の対策もほどこさず、我々の意見を完全に無視して 3 月に事業を実施した。そして、これらの種の大半を絶滅させている（少なくとも淡水貝類 7 種は湖山池湖内では絶滅しているのを確認済み）。これは「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」（2001）に対する違反である。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		2) 特定希少野生動植物のカラスガイの絶滅 鳥取県は 2001 年に策定した「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」において、動物 8 種、植物 33 種を鳥取県特定希少野生動植物として指定し、保護活動に携わる NPO 法人などの団体に補助金を支出して保護にあたってもらうなどの活動をしている。この条例は当時、先進的な取り組みとして、近県から高い評価を得ていたものである。 カラスガイ（鳥取県レッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類 CR+EN）は、その特定希少野生動植物に指定された 8 種のうちの一つである。環境省のレッドリスト（2012）では準絶滅危惧（NT）とランクはあまり高くないが、西日本ではその生息地は現在ではきわめて限定されており、中国地方近辺ではどの県でも残っている生息地はせいぜい 1 か所か 2 か所である。鳥取県では湖山池が唯一の残された健全な生息地であった。昨年（2011）、鳥取県生物学会の会員によって鳥取砂丘の多鯰ヶ池でも生息が確認されたが、当地ではブラックバスとブルーギルという捕食性外来魚の蔓延によりカラスガイが生育するのに必要なヨシノボリ類（カラスガイをはじめとするイシガイ類はすべての種がグロキディウムと呼ばれる幼生期を経るが、これはヨシノボリ類などの淡水魚に寄生生活を送る）が絶滅状態であるためか、幼貝が見つかっておらず、多鯰ヶ池での本種の存続は残念ながら見込みが薄い。したがって、湖山池のカラスガイが絶滅するということは、鳥取県から 1 種の動物が絶滅するということを意味すると考えていただいてよい。 湖山池のカラスガイの保護措置について、鶴崎は 2011 年 8 月 19 日に鳥取県生活環境部 水・大気環境課の課長ほか数名の訪問を受け、それ以後、イシガイ類に詳しい谷岡 浩氏（鳥取市）をまじえて何度か協議をおこなったが、県が提示してきた案は、1) 他の池に移植する、2) 湖山池内の塩分の低そうなところに移植する、といった、今日の生物保全の考え方では、まったく論外のものであったため、私と谷岡氏はそのような対策で湖山池のカラスガイを守ることは無理であると一貫して主張してきた。これは、県が提唱したこれ	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		らの案が、現在の生息地で保存するという生物保全の考え方の原則（各生物は進化の過程で、地域ごとに遺伝的分化を遂げていることがふつうで、生息地を人為的に移すことは慎まなければならない）に反するのみでなく、イシガイ類が、前述のように幼生が特定の魚類に寄生するという習性をもつため、移植がもともと非常に困難な動物であり、そのような移植が成功する見込みが非常に低い（実際に、他に、イシガイ類保護の目的でこれを移植して成功したという事例は聞かない）と判断されたからである。 我々の反対を無視して、2012 年 3 月 8 日に、県は湖内から採集したカラスガイ 26 個体を長柄川（ここにはカラスガイの生息はもともと確認されていなかった）に移植したが、このような対策でカラスガイの集団を維持できるという理由はどこにも見当たらない。長柄川はカラスガイの生息がもともと確認されていなかった場所であり（そこに生息していないということは、生息に不都合な何かの理由があるからであり、いないところに移植して移植が成功したという事例はきわめて乏しい）、またわずか 30 未満の個体の移植で個体群が存続できると主張する人は生態学を少しでも学んだ者であれば皆無であろう（ふつうは、個体数が 500 を下回ると存続が危ないといわれる）。 県はこのような、まったく保護にもなっていない策で保護をおこなったと主張し、その結果、これらの移植個体は 2012 年 8 月上旬には全滅しているのが確認された。 なお、鳥取県は、カラスガイが絶滅しなければ「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に対する違反ではないと考えているようであるが、これは誤りである。この条例では 1 個体を許可なく捕獲や売買をしたのみで、罰金や懲役を科すというものであって、生息地を悪化させるだけで、違反であろう。県のこの行為には、カラスガイは絶滅してもしかたがない、という考え方がうかがえる。 3) 湖山池ならびに鳥取県全体の生物多様性の減少を招く 鳥取県と鳥取市が配布した湖山池将来ビジョンのパンフレ	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		ット（2012 年 1 月発行）では湖山池の生物多様性が減少しており、逆に東郷湖の生物相が豊かであるかのような記述が見られるが、これは事実無根であって、種多様性は、鳥類、淡水魚、トンボ類、淡水貝、いずれの分類群においても湖山池のほうが東郷湖よりも 1.5 ～ 3 倍くらい高い。東郷湖なみの塩分（1/10 ～ 1/4）になると、淡水性の動植物は湖山池では生息できなくなり（たとえば、この塩分で湖山池から発生できるトンボは皆無であり、この点はおそらく他の水生昆虫の大半でも同様）、湖山池の生物多様性は著しく減少する。 県は、水産対象の魚介類とプランクトンと水生植物については湖山池に産する種のリストを事前に作成したようであるが、鳥類やトンボをふくむ水生昆虫についてはまったく、また淡水貝類についてもきわめて不十分にしか検討しておらず、地元の鳥取県生物学会、野鳥の会鳥取県支部などの会員からなる専門家にも何らの照会もしていない。これらのリストは水門開放前に、県の担当者に渡したが、県はこの点についても何の検討もせずに、事業を実施し、湖山池の生物多様性に壊滅的な打撃を与えている。 水門を開放すると、海産の種が入り込んでその分の種数が増えるという意見があるかもしれないが、これらは湖山池の本来の生態系にとっては、いわば外来種であり、これをカウントすべきではない。湖山池が海的环境に近づくことによって、地域間を移動したときに感じられる生物多様性（ベータ多様性という）は減少し、鳥取県全体の生物多様性も貧弱化することになる。この点は、湖山池の塩分を東郷湖と同様にすることでも生じる。島根県の水生生物が多様なのは、中海（塩分が海水の 2 分の 1）と宍道湖（塩分は海水の 10 分の 1）という塩分が異なる湖がそろっているためである。鳥取県も東郷湖（海水の 1/10 から 1/4）と湖山池（海水の 1/20 以下）という塩分の異なる湖があるから鳥取県全体の生物・景観の多様性が生まれていると認識するべきである。 この事業はこれらへの認識を完全に欠いており、「生物多様性基本法（2008 年制定）」に対する明白な違反である。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		4) 塩分の変化という非常に大きな生態系の変化をとともう事業であるにもかかわらず、何の事前調査も環境アセスメントもやっていない(「鳥取県環境影響評価条例」ならびに「環境影響評価法」違反) 湖山池の面積 688ha は、「鳥取県環境影響評価条例」や「環境影響評価法」でアセスメントをしなければならないと規定している 100ha (鳥取県の条例の特別地域では 75ha) をはるかに超えている。さらに湖山池は、特別地域に該当する。 今回の事業では工事を伴っていないが、これらの法律や条例のそもそもの存在理由を考えれば、少なくとも自主アセスとしてアセスメントを実施すべきであったであろう。 ちなみに、国土交通省出雲河川事務所の島根県の大橋川の拡幅事業は、事業規模においてアセスメント対象でなかったにもかかわらず自主アセスとしてアセスメントをきちんと行なっている(鳥取県は、この事業のアセスメント結果についてかなりいろいろと意見や注文を言っていた)。5, 6 年前の岩美町の山林での風車建設事業計画でもアセスメント該当事業ではなかったが、猛禽類については自主アセスを行なっている。 5) 環境審議会の軽視 特別地域に該当する湖山池という大面積の地域の環境と生態系に著しい影響を与える事業であるにもかかわらず、環境審議会では何の審議もされていない。この審議会を規定している、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に対する違反でもある。 6) 県内の動植物の専門家の意見の無視 この事業の計画の話合いの段階で、地元の動植物の専門家は一人も委員会に呼ばれておらず、生息種や事業への意見聴取もなかった。このことが、湖山池の動植物相や生物多様性への無理解、多数のレッドリスト掲載種の存在を知らないままに県がこの事業を進めたことの最大の原因となっている。 また、カラスガイ保全案について水門開放以前から何度も	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		相談を受けていた鶴崎と谷岡浩氏はこの事業の問題点を再三指摘したが、すべて無視された。問題点を指摘したパブリックコメントも完全に無視している。 7) 鳥取県民・鳥取市民に正しい知識・情報を与えていない この事業を進めるにあたり県は市民にアンケートをとって、東郷湖なみの塩分にあげることに市民から多くの賛成意見をもらったとしているが、このアンケートは、この東郷湖なみの塩分というものは湖山池がこれまでに経験したことのない塩分であり、ここに古くから生息する動植物の生息に重大なダメージを与えることについて事前に何らの情報提供もしていないなかでおこなわれたものである。県の作成したパンフレットにはしきりにこの事業を「再生」「復活」とうたっており、本来なかったはずの水門を開けるのだから本来の塩分に戻ると誤解している市民が大半であると思われる。 また、カラスガイの移植個体の絶滅を報じた新聞などでも、「カラスガイの移植を専門家の意見を聞いて実施した」というような文言で回答しているが、私たちは鳥取県が提示した案に一度も同意しておらず、これは「カラスガイの移植について専門家の意見を聞いたが、専門家の意見を無視して、県の担当課だけの判断で実施した」というのが真実である。このように県の担当課はこの事業の問題点を市民・県民に伝えておらずきわめて不誠実である。 8) 山陰海岸ジオパークの世界ジオパーク再認定への影響 湖山池は山陰海岸ジオパークエリアの一部であり、湖山池の本来の自然環境を損なうことは、世界ジオパークの精神にも反する。湖山池の自然の正しい保全・教育活用がなされておらず、山陰海岸ジオパークの世界認定の見直しに悪影響をおよぼす。 9) 湖山池の自然について、今後、教育・文化面での活用ができない 現在（2012年）作成中の砂丘検定テキストブックでは、		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		編集サイドから、湖山池の動植物についての解説を求められたが、現在このような状態であるので、これは書けなかった。今後も県がおこなったこのでたらめな事業に触れずして、この内容は書けないであろう。 鳥取県のレッドデータブックには次回改訂のおりには、カラスガイとニセマツカサガイの2種が「絶滅種」として掲載されるかもしれない。そのとき、絶滅の理由はこの事業であることが明記されることになる。レッドデータブックを発行して環境保全に生かさなければならない鳥取県が、このようなことをやって今度の環境行政は立ちゆかないことは明白である。 ▶要旨 (1) 湖山池の水門を直ちに閉じて、汽水化事業を中止すること。 (2) 淡水による湖水の水循環を図るよう千代川と湖山池の間に水路設置について検討を始めること。また水質浄化についてはヒシ刈り取り船の導入など塩分導入以外の方策の検討を始めること。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情